

最高裁判所 御中

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求めます！

平成6年4月に開庁された、相模原市・座間市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部では、開庁以来合議制裁判が行われておらず、平成18年4月から開始された労働審判も実施されていません。そのため相模原市民・座間市民のそれらの裁判は、横浜市中区にある横浜地方裁判所本庁で行われています。

上記事情により、移動に伴う時間的、金銭的な制約から裁判に出廷できないことを理由に司法の救済自体を断念したり、合議体による慎重かつ丁寧な審理を受けられない不利益を被ったり、労働相談が増えているにも関わらず労働審判による事件の早期解決を図れなかったり等、両市民にとって決して看過することが出来ない実害が発生しています。これは現在だけでなく将来にわたって続く不利益であるともいえます。

この現状に対処し、市民が平等な法的サービスを受けられることを目指して、我々は横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を強く求めます。

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		

【署名取り扱い団体】

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-11-17

神奈川県弁護士会相模原支部内

電話番号：042-751-0958

FAX番号：042-751-0912

	氏 名	住 所
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		